

（午後1時00分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、4番 楠本君。

〔4番（楠本知子君）登壇〕

○4番（楠本知子君）こんにちは。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

一つ目は、介護保険料の引き下げについてであります。介護保険財政は、このたびの震災によりまして多大な被害で、さらに不安が募っております。自宅を失った被災者の方々が特養などの介護施設に入りたいということで、さらに介護サービス費が増えると、介護保険財政は予想を超える支出となってまいります。市町村では成り立たなくなる。もっと国や県で支えていっていかねばという指摘が発表されております。

介護保険への震災の影響は被災地だけではとどまりません。高齢者の介護保険料は、国の試算では第4期で介護基盤を緊急整備した影響から、全国平均保険料月額4,160円となっておりますが、平成24年度からの5期では5,000円を超える見通しとなっております。当然、橋本市も23年度が4,925円ですので5,000円を超えることが予想されます。6月議会の先輩議員の質問に対しまして、健康福祉部長は、5,000円を超えるにしてもできるだけ低く抑えたいと答弁されております。保険料が高くなって生活が大変だというお声をお聞きするわけですが、そこでお伺いをいたします。

①介護保険料の滞納状況と納付相談などの対策について伺います。②保険料の軽減策と

いたしまして、以前に介護ボランティア制度の導入や、介護保険サービスを利用されないで頑張っておられる高齢者の方にお元気ポイントをさし上げる軽減策など、提案させていただいております。

今回は、介護保険料を所得に応じて保険料を算定する所得区分を、橋本市は7段階にされておられますが、さらに細かくしていただき、低所得者の負担を軽減させていただきたいと思います。17区分されている自治体などありますが、橋本市もさらに細かく区分できないか伺います。

2番目は、地域包括支援センターのさらなる周知と拡充について伺います。「いつまでも自分らしく、住み慣れた橋本市で暮らし続けるために」を実現するため、平成18年4月に地域包括支援センターが設置され、5年が経過いたしました。地域包括支援センターは、介護予防サービスや介護保険サービス事業、福祉や医療、権利擁護など、高齢者の暮らしを支える総合的な窓口でありまして、また、関係機関との橋渡し役も担っております。そこでお伺いいたします。

①市民への認知度と理解度は進みましたか。②相談総合窓口として、地域包括支援センターは無休で対応していただきたいと考えますが、いかがですか。③今後、地域包括支援センターは、介護保険サービスで解決できない福祉のニーズに専念できる体制が必要と考えますが、見解を伺います。

3番目に、子ども手当と新児童手当について伺います。子ども手当は今年度内で廃止をされ、平成24年度以降の子どもへの現金給付は、新たな児童手当制度で行われると発表さ

れています。民主・自民・公明の3党で子どもに対する手当の制度のあり方が合意され、いわゆる3党合意がされたということを発表されておりますが、これを踏まえてどのようになるのか、来月10月から来年3月までの子ども手当の給付と、その後4月からの対応について、子育て世帯の方々には大変関心が大きいです。混乱のない対応について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）はじめに、介護保険料の引き下げについてお答えさせていただきます。

まず最初に、介護保険料の滞納状況と納付相談などの対策についてですが、介護保険料の滞納状況については、平成22年度で申し上げますと、現年度分である平成22年度の調定額8億7,930万800円に対し、収納済額が8億6,802万2,550円となり、収入未済額、つまり滞納額1,127万8,250円となっております。

また、過年度分であります滞納繰越分の収入未済額は1,383万6,900円となり、現年度分と過年度分をあわせた収入未済額は2,511万5,150円となっております。

次に、納付相談などの対策については、納税課において納付・納税相談を実施しており、市税同様、電話での問い合わせや、納税課窓口での相談を随時お受けしています。また、毎月第4水曜日に夜間窓口を、第4日曜日に休日窓口を設置しています。

今後とも、賦課、徴収担当課が連携を密にしながら、保険料負担の公平性確保を念頭に、適切な徴収に取り組んでまいります。

続いて、保険料の軽減策についてお答えい

たします。

介護保険の予防事業を除く総給付費は、旧市・旧町合併当初の平成18年度で約37億4,900万円でしたが、第4期介護保険事業計画の最終年度である平成23年度では46億3,700万円に達する見込みとなっております。今後さらに高齢化が進みますので、介護給付額のさらなる増加が予測されます。

一方、65歳以上を対象とした第1号被保険者の介護保険料は、介護給付費の財源の20%とすることとされており、介護給付費が増えれば増えるほど、保険料で賄われる財源も増えることとなります。また、介護給付費の財源の12.5%は一般会計からの繰入金で賄うことになっております。このことは、介護給付の支払いに市税を投入しているということでもありますので、今後の介護給付の増加は他の市民サービスの予算にも影響を与えるものであるとと言えます。

また、高齢化に伴って本市の要介護・要支援認定者数も年々増加しており、平成18年度末に3,373人であったのが、平成23年度末に628人、率にして約19%増の4,001人と見込んでおります。このことから、介護給付費の増加は避けることができない問題であり、要介護・要支援認定者数の絶対数が増える中、介護給付を減少させたり、介護保険料を下げたり、市税の投入を抑えたりすることは非常に難しいことと認識しております。

現在策定中の、平成24年度から平成26年度にかけての第5期介護保険事業計画の基準月額保険料について、厚生労働省の試算では、さきの16万人分緊急基盤整備の影響などによる自然増と、介護職員処遇改善交付金分など介護報酬改定により、現在の第4期の全国平均額4,160円が、第5期では5,080円から5,180円程度に引き上がるとしています。

本市の第4期介護保険実施計画の基準月額

保険料は、全国平均月額4,160円より765円高い4,925円となっていますが、来年度以降、3年間の介護給付の見通しや、市民ニーズの動向等、市民アンケートなどを活用しながら、第5期介護保険料の算定を進めてまいります。

また、本年6月15日には改正介護保険法が成立し、都道府県は平成24年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができることになりました。この基金の一部を取り崩した場合、同法の特例規定において、都道府県は各市町村の保険料の上昇を抑制するために、取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付しなければならぬとされています。

和歌山県の財政安定化基金の総額は約30億円とされており、基金本来の目的に支障を来さないための必要な見込額を残して、県内30市町村に交付または貸し付けられることとなりますが、基準月額保険料、数十円程度の抑制にしかならない見通しです。

いずれにいたしましても介護保険料の軽減や設定は非常に難しい課題ではありますが、市民に最も近い行政という立場に立って、制度や施策を最大限活用しながら保険料算定を進めてまいります。

次に、介護保険料を算定する区分についてお答えします。本市の第1号被保険者の所得区分は、現在7段階制となっています。しかし、議員が提起された低所得者、低年金者の負担軽減策として、所得に応じて保険料を算定する区分をさらに細かく区分できないかというご提言については、これに伴うシステム改修費等の問題を整理した上で、橋本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会にご紹介させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、地域包括支援センターのご質問にお答えいたします。

まず1番目の、地域包括支援センターの認

知度と理解度についてですが、設置後5年の経過の中で、地域包括支援センターの存在や役割を知っていただくため、「広報はしもと」平成21年9月号では、2ページにわたり特集記事を掲載する等での啓発をはじめ、市内医療機関や警察への訪問、民生児童委員や老人クラブ、介護予防の教室での説明など、あらゆる機会をとらえ、地域包括支援センターの周知に努めてきました。総合相談件数も、平成19年度では延べ3,428件であったものが、平成22年度では9,660件と大幅に増えてきており、これらのことから、市民の皆さまには高齢者の生活を支える総合相談機関として認知されてきていると認識しています。

しかし、今年度実施しました高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う市民アンケートにおいて、「地域包括支援センターを知っていますか」の問いに、「利用したいがどのように利用してよいかわからない」、「言葉は聞いたことがあるが内容まで知らない」との回答が多くあり、市民への周知について、まだ課題があることがわかりました。

今後は、地域包括支援センターの活動をより広い年代層に知ってもらうために、イベントや会合などで積極的にPR活動を行ってまいります。近く開催予定の商工祭「まっせ橋本」への参加も予定しています。このほかにも、職員が訪問活動などで使用する公用車に、「橋本市地域包括支援センター」のネームを入れるなどの工夫もしてまいりたいと考えています。

次に、総合相談窓口として地域包括支援センターの無休化についてですが、現在の相談体制は午前8時30分から午後5時15分までの通常業務時間に対応しており、夜間・祝日については留守番電話での対応とし、休日明けに担当者から連絡を入れ、相談を受けています。さらに、夜間・休日・祝日の高齢者に関

係した緊急相談については、市役所に連絡いただければ、日直または警備員から地域包括支援センター職員に連絡が入ることになっており、家庭訪問や電話で相談支援を行える体制をとっています。

今後、さらに相談件数が増加し、緊急対応ケースが増えることが予測されますが、議員からご提案をいただいています無休化については、職員の健康管理の点からも現状においては実現困難であります。連絡いただいた内容が緊急性を要するものについては、即座に対応してまいります。

続いて、今後さらに期待される福祉ニーズに対応できる地域包括支援センターの体制についてですが、現在の地域包括支援センターの相談内容は、高齢者の健康問題よりは消費者被害や虐待、判断能力の低下による認知症対応や、それに伴う成年後見制度の紹介など、年々福祉分野の相談件数が多くなっています。こうしたことから、職員一同、広い視野とより専門的な知識の吸収に努めるとともに、社会福祉士など専門職の配置についても検討してまいります。

次に、この10月から始まる新しい子ども手当と来年度から復活すると言われている児童手当について、混乱のないようにとのご質問にお答えいたします。

本年度10月から来年3月分までの子ども手当支給等に関する特別措置法が、この8月26日に成立しました。このことを受け、10月から始まる子ども手当は、3歳未満と小学生までの第3子以降が月額1万5,000円、3歳から小学生の第2子までと中学生は月額1万円が支給されることになりました。

国の決定が遅れたことで、本市は取り急ぎ市のホームページ及び10月号広報に掲載していくとともに、市内各小・中学校、保育園、幼稚園の児童生徒を通じてお知らせのチラシ

を配布します。また、各地区公民館の10月館報にお知らせすることや、就学前児童を対象とした乳幼児サークル代表者会にもチラシを配布することにしており、これから広く周知徹底を図っていきたくと考えています。

また、この子ども手当は来年3月までの時限立法のため、平成24年度からは児童手当法の改正が行われると言われていました。年収960万円程度以上の所得制限を導入することなどが報道されていますが、今後も引き続き国の動向について注意深く見守ってまいります。また、新しい法律が制定された場合、迅速に周知徹底を図り、混乱のないよう対処してまいります。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

1番の介護保険料の引き下げについてですが、ご承知のとおり、この介護保険料は、公費と市民の皆さまの保険料で成り立っています相互扶助の制度のもとでありますので、先ほど前段でも申し上げましたように、この介護保険財政はもっと国で支えていただかないと、市町村では大変だということが根底にあります。その上でお伺いをさせていただいているところなんですけれども、保険料を払っていただいて介護サービスを受けておられる方々にとっては、本当にありがたい制度なんです。サービスを使われない方にとっては、民間の保険と違って掛け捨て保険になってしまいます。そういう掛け捨て保険というイメージの中で5,000円を超えてまいりますと、本当に、この5,000円はしんどいなというお声をいただいております。

そこで、いろんな対策が、市でできるだけ

の対策が何があるのかなということで、いろいろ考えさせていただいたんですけども、特に保険料が上がりますことによって、今、答弁いただいたように、滞納される方がさらに増えてくるのではないかとということが不安でいっぱいです。今、健康福祉部長が答弁していただいた中でも、合計不能欠損額、また収入未済額を含めると2,511万円という大きな金額が滞納という状況になっております。

この保険料の回収について、大変いろいろ苦労されておられると思うんですが、滞納されておられる方が、本当に大変で払えない状況におられるのか、また、サービスを受ける必要がないと思って払われていないのか、いろんな中で滞納状況があると思うんですけども、実際、滞納相談また滞納の収納業務に携わる中でお感じになっておられること、また課題等、見えておられることがあれば、もう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）やはり滞納されている方というのは、今回の介護保険料とあわせて税のほうも同様でございますが、最近の滞納の主な理由、やはり生活が苦しいというのがどうしても大きな要件となっております。以上です。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）もう少し具体的にお答えしていただきたかったなあというふうに思うんですけど、本当に滞納に対する収納の相談も大変やと思うんです。その滞納に至るまでに、やっぱりどういう理由で滞納されておられるのか、きめ細やかな配慮のある収納業務をぜひともお願いをしたいと思うわけです。これから5,000円を超える保険料にもなってまいりますので、その辺に対する対応を強く要望したいと思うんですけども、ご答弁いただけますか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）答弁が的確な答弁になっているかどうかわかりませんが、やはりやむを得ない理由で滞納ということですが、納税相談の折には、理由等を聞かせていただいて、一時的に保険料が納期内に納付することが困難な方については、今後また綿密に納付相談を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ぜひとも本当に思いやりのある、親身になっていただける納付相談をしていただきたいと思います。

それともう一つは、この大きな金額が滞納という状況になっていくことによって、橋本市としての介護保険料はどのような影響があるのか、その辺がよくわからないんですけども、その辺についてご答弁いただけますか。この滞納がたくさんになっていく、また不能欠損に落ちていくということについて、今後の介護保険料にはどのような影響があるのか、お教えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）当然、未収額が増えますと、介護保険財政に影響を与える、それは当然のことですけれども、市への影響というよりも、介護保険料を滞納してしまいますと、今度は介護サービスをその方が利用されるときに大きなペナルティが課せられる、そちらのほうはむしろ問題ではないかと思っております。

一年間滞納した場合につきましては、サービスを利用したとき、一旦利用料の全額を自己負担しなければならないこととなります。また、1年6カ月間滞納した場合については、市から払い戻される9割相当分、介護保険の利用は1割負担ですので、9割相当分の給付費の一部または全部を一時的に差しとめられ

る措置がとられます。さらに滞納が続く場合には、差しとめられた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

このようなペナルティがあるわけですが、介護保険料を納付することのできる期間は2年間とされております。2年で徴収権の時効が消滅することになるのですが、ただ、消滅しましても消滅時効に応じた期間、利用者負担が今度は1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなったりします。

これらのこともありますので、滞納されている方につきましては、制度の趣旨を十分理解していただく、そのためにも決められた夜間とか日曜に相談日を設けておりますので、それまでにぜひ納付していただくよう、納付に支障がある方については、その内容をお聞きする、そういう日も設けておりますので、今後とも納付勧奨に努めてまいりたいと、そう思っております。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）そしたら、2番に入らせていただきます。

ご答弁では、システム改修費などを含めた上で、今こういう福祉計画をされているところに紹介をしていただくということで、前向きに検討していただけるというふうにとらせていただいたんですけども、ちょっと私、調べさせていただいたんですけども、千葉県の柏市というところがあるんですけど、ここは和歌山市とほぼ同人口、37万人ぐらいでしたか、そのぐらいの人口の、和歌山市と同人口なんですけど、和歌山市の介護保険料の段階は9段階なんですけど、この市は前期の第4期のときに9段階から一気に17段階にされて、低所得者層に対する配慮と、それからそのかわりに高所得者の方にはそれを負担をしていただくというふうな区分をされたわ

けです。

今、橋本市がされている7段階の中で、特にお願いしたいことがあるんですけども、6段階のところで、所得が200万円から400万円まででひとくくりにされておられます。例えば201万円の方と、399万円の方と同じ保険料になるということになるので、さらにそういう段階のところを細かくしていただくというのは、すごく保険料自身が引き下げるといことはなかなかできないことですが、その中で軽減策として、いろんな段階を細かくしていただくことによって、支払い方が少しでも楽になる方もいらっしゃると思うんです。また、細かくすることによって、基準率も細かくなってくると思います。そういうことで、この橋本市の今の7段階から、さらに今申し上げました17段階のようにはなかなか大変やと思うんですけども、細かくできるところがあると思いますので、ぜひとも検討をしていただきたいというふうに強く要望させていただきます。

次に、2番に入らせていただきたいと思えます。地域包括支援センターのさらなる周知と拡充についてということで、ちょうど21年の3月ですので2年前に、地域包括支援センターが設立されて3年目だったと思うんですが、相談機能の強化ということで一般質問をさせていただきました。そのときにもちょっとお伺いをさせていただいたんですけど、突然で誠に恐縮なんですけど、消防長、この地域包括支援センターの電話番号をご存じですか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）電話番号については、現在、私は今わかっておりません。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）突然で済みません。ありがとうございます。3年前にもお聞きをさ

せていただきましたが、ご存じではありませんでした。市民の皆さまの認知度、理解度というのは、消防長もご存じないので、なかなか、まだまだ認知されていないのかなというふうに思います。

地域包括支援センターは市役所へ電話していただけたらいいんです。地域包括支援センターと言っていたらつながるんですけど、もう一つある電話番号、これを前のときも言わせていただきましたが、しっかり覚えて帰っていただきたいということを言ったんですけど、0120フリーダイヤル555の294（フクシ）です。555-294でつながるんです。こんな、県下全部の地域包括支援センターを調べたんですけど、皆さんどこにでも市役所にしか電話番号を持っていないし、保健福祉センターというところに地域包括支援センターがあればその番号なんです。しかし、橋本市はフリーダイヤルを持っておられるんです。0120とかけて、555-294にかけてもらったらかかるんです。私はすばらしいと思うんです。すごいなと。この番号を、皆さんにもっと周知していただきたいというふうにずっと思ってるんです。

私も身近なところで体験したことがあるんですけど、夜間に、やはり認知症の方が出られて、いろいろ難儀して、どこへ連絡させてもらおうかなと思ったことがあるんです。119番に電話するわけにもいかんし、110番にするわけにもいかんし。でも何かどこかに相談せんと解決できないような問題が、今やっぱり高齢者の中でいろいろ起きていると思うんです。地域の中で。そういうところら辺に、この0120-555-294がつながりますと、ものすごいありがたいなというふうにずっと思ってるんです。

それには、今の体制の中では大変職員も少ない中で、私、無休化を訴えさせていただ

ているんですけど、実質的には無休化に近い状態で仕事をされておられます。だから、これ以上負担をかけるのは本当に大変なことやと思うんですけど、それに対して十分なる人と、それからつながるといふことの大事さ。本当につながるものが一つ、一番大事なことやと思うんです。まず、つながっていくという。で、このフリーダイヤル0120-555-294は橋本市からかけて、どこからかけてもかかるんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）全国どこからかけていただいてもかかります。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ありがとうございます。全部どこからでも、橋本市のどこからでもかかるということですね。全国でもかかりますか。はい。ありがとうございます。そういう番号でございますので、ぜひともつながるために、いろんな財政、また財源、また人を確保していただきたいなということを思っております。

あるところの市長は、幸せプランというのを発表されておられまして、高齢者の方のいざというときには、この地域包括支援センターであるということで、地域包括支援センターを無休化されておられます。また、もう一つ地域包括支援センターを増設されておられます。

そういうことで、橋本市も本当に介護予防をはじめ、元気ラリー教室でも一生懸命、市長はじめ取り組んでおられるところでありますけれども、まず、つながる地域包括支援センターの周知と拡充に向けて取り組んでいただきたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

3番目に入らせていただきます。子ども手当につきましても、スムーズな対応をしてい

くということでご答弁をいただきました。今回、9月までと違いまして、10月になりますと、10月から各年齢によっては2,000円増になったり、また3,000円減になったり、今までと違う金額になるわけですね。その辺につきましては、この辺のご通知は広報でしていただくということによろしいのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどもご答弁させていただきましたけども、何分、8月26日に法が成立して決まったということで、一番直近で、とりあえず市のホームページ、あるいは10月広報に掲載させていただきます。それとあわせて、市内小・中学校、保育園、あるいは子育てサークルとか子どもさんに関係する団体等についても、チラシをつくりまして配布し、広く周知徹底を図っていくことにしております。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）わかりました。

そしたら、もう一つだけお伺いさせていただきます。10月から保険料を手当てから天引きできるといいますか、保育所の保育料とかを天引きをできるとか、規定が変わるといふようなことが発表されているんですけど、子どもの国内の移住要件が厳しくなったりとか、自治体で子育て支援に使える交付金が新設されるなど盛り込んだというふうなことを発表されているんですけど、このことについて少しどうなんか、橋本市ではどのようになるのか、お教えいただけますでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）私たちも具体的な内容につきましては、まだ具体的に市のほうへ説明は、具体的な内容についてはいただいていないような状態です。

ただ、新聞報道等で見れば、今、特に問題となっております保育料とか給食費、これの

滞納している方については、この子ども手当から過去の滞納分すべての天引きを認めるとか、そういうような報道をされております。具体的にはちょうど、きょうは子ども手当の実務担当者会議が和歌山市で開かれております。ひょっとしたら、きょうは具体的な内容が示されるのかと思っておりますけれども、この天引き等についても、私も新聞報道等であるのかというような認識を得ているような状態で、具体的な内容は、まだ一切市のほうに示されておられません。きょうぐらい、多分担当者が説明を受けてくる段階だと思いますので、内容はちょっとお答えできません。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）それではまたわかりましたら、いろいろ教えていただきたいと思えます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）これをもって、4番 楠本君の一般質問は終わりました。